

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円／1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は
  - I 令和5年1月1日現在、かつらぎ町に住民登録があり、令和4年度住民税非課税世帯や令和5年度新たに住民税非課税となった世帯
  - II 給付金を受給せずに令和5年1月2日以降に転入した住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

### 支給対象と申請

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 令和5年1月1日にかつらぎ町に住民登録があり、**世帯全員が**令和4年度又は令和5年度**「住民税が非課税」**の世帯

II 令和5年1月2日以降に転入した住民税非課税世帯や、確認書の送付がなかった非課税世帯。

かつらぎ町から  
確認書が届きます（**要返送**）

提出期限：令和5年9月29日(金)  
消印有効

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期間：令和5年7月3日(月)

～令和5年9月29日(金)

【申請書配布元】かつらぎ町役場  
住民福祉課 福祉係 2番窓口



詳しくは裏面「II」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給時期

かつらぎ町が確認書(申請書)を受理した日から1ヶ月程度が目安です。

## 給付金の支給手続き

### 令和4年度又は令和5年度住民税が非課税の世帯

#### I 令和5年1月1日現在かつらぎ町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、かつらぎ町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書に記載の口座番号等を確認して、**同封の返信用封筒に入れて、返信してください。**

【提出期限】令和5年9月29日（金）消印有効

#### II 令和5年1月2日以降に転入した方

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに  
住民福祉課福祉係に**直接または郵送でご提出ください。**



【提出期限】令和5年9月29日（金）消印有効



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



## お問い合わせ



かつらぎ町役場 住民福祉課 福祉係 2番窓口  
0736-22-0300 (内線2063・2064)  
受付時間 8:30~17:15 (土日祝を除く)